

佐那河内村定住支援住宅等補助金交付要綱

要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、佐那河内村に定住しようとする者を支援することを目的とし、補助金等の交付に関する規則（平成14年佐那河内村規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 佐那河内村に定住しようとする者とは、佐那河内村に既に居住している者又は居住しようとする者で、この要綱による補助金交付申請時の年齢が成年年齢以上満50歳以下（夫婦の場合はどちらか一方で可）であり、佐那河内村を生活の本拠地として住所を有し、かつ、5年以上居住する者をいう。
- (2) 定住とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本村の住民基本台帳に記載され、かつ、佐那河内村内で生活することをいう。
- (3) 村内業者の施工とは、村内に事業所を有する法人又は村内に住所を有する個人事業主が、この要綱に規定する補助金の交付の申請にかかる住宅の新築又は改修の全てを請け負い、施工することをいう。
- (4) 子どもとは、申請者の子であり、実績報告の時点において、村内の保育所、小学校又は中学校に在籍し、通園又は通学している者若しくは在籍し、通園又は通学することが決まっている者をいう。
- (5) 村税等とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税のほか使用料、保険料、負担金等、市区町村が個人から徴収すべきものをいう。

(補助事業の内容)

第3条 補助金の種類、補助要件、補助金額は、次の表のとおりとする。

種類	補助要件	補助金額	
		補助率	限度額
住宅新築補助金	台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築し、工事完了日から3か月以内に、この要綱に規定する補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）への建物に係る所有権の登記を完了すること。なお、補助対象となる建物については、次の（1）又は（1）及び（2）を満たすこと。 （1） 延べ床面積50㎡以上280㎡未	3分の2以内 （ただし、建物の新築に要した額を補助対象とする。さらに、併用住宅の新築	150万円

	<p>満の住宅の新築であること。</p> <p>(2) 併用住宅の新築の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供すること。</p>	<p>の場合は、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額を補助対象とし、これに3分の2を乗じた金額以内とする。))</p>	
中古住宅取得補助金	<p>台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する中古住宅を、その土地とともに取得し、取得日から3か月以内に、申請者への建物及び土地に係る所有権の登記を完了すること。なお、併用住宅の取得の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していること。</p>	<p>3分の2以内</p> <p>(ただし、建物及びその住宅用地の取得、改修に要した額を補助対象とする。</p> <p>さらに、併用住宅の取得の場合は、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額を補助対象とし、これに3分の2を乗じた金額以内とする。)</p>	150万円

住宅改修補助金	<p>自己の居住の用に供し、村内に存する住宅の増改築で、工事費用が50万円以上であること。ただし、村内業者の施工による住宅の増改築に限る。</p> <p>また、入居者又は入居予定者（賃貸借契約又は売買契約は未締結だが、賃貸借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られており、工事を完了するまでに賃貸借契約又は売買契約を締結できる者）がいること。</p> <p>このうえで、次の（１）～（３）のいずれかに該当すること。</p> <p>（１） 経年劣化した住宅の改修工事</p> <p>（２） 高気密、高断熱、高効率等の改修工事</p> <p>（３） その他、村長が認める工事</p>	3分の2以内	100万円
住宅用地取得補助金 （村宅地造成地）	<p>自己の居住の用に供する住宅を新築するための村宅地造成地における住宅用地を取得し、取得日から3か月以内に、申請者への土地に係る所有権の登記を完了すること。なお、所有権登記完了後1年以内に、住宅の建築に着手しなければならない。</p>	2分の1以内	250万円
住宅用地取得補助金 （村宅地造成地以外）	<p>自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地を取得し、取得日から3か月以内に、申請者への土地に係る所有権の登記を完了すること。なお、所有権登記完了後1年以内に、住宅の建築に着手しなければならない。</p>	3分の1以内	50万円

- (1) 補助金額は、年度ごとの予算の範囲内とする。
- (2) 申請者が、国、徳島県、本村等から交付される他の補助金等を受けるときは、他の補助金等を控除した額を補助基準額としたうえで、補助金額を算出する。
- (3) 住宅新築補助金及び中古住宅取得補助金については、村内業者の施工により住宅の新築又は改修を行うときは、50万円を限度として工事に要した額を補助金額に加算する。なお、当該村内業者が申請者と同一世帯の者又は三親等内の親族となるときは、補助対象額を工事費から諸経費等の工賃を除いた原材料費のみとする。
- (4) 住宅新築補助金、中古住宅取得補助金、住宅改修補助金については、子ども一人につき50万円を乗じ、150万円を限度に補助金額に加算する。

- (5) 住宅新築補助金、中古住宅取得補助金又は住宅用地取得補助金の申請において、補助金の対象となる建物又は土地については、同居家族等複数の人が共同で所有権を登記するときは、これに占める申請者の所有権の割合を乗じた額に基づき、補助金額を算出する。
- (6) 住宅用地取得補助金と住宅新築補助金を同時に申請するときは、補助金額の合計額は、400万円を超えない額を限度額とする。
- (7) 対象となる経費から算出した補助金額について、千円未満は切り捨てるものとする。
- (8) 中古住宅取得補助金又は住宅改修補助金において、着工が平成12年5月31日以前にされた家屋の購入又は改修を行うときは、佐那河内村空き家改修マニュアル及びデザインコード（平成27年公益社団法人徳島県建築士会木造建築研究会空き家改修マニュアルWG報告書）に配慮した耐震診断及び耐震改修を行うこととし、補助金の交付の申請時に、耐震診断及び耐震改修の実施確約書（任意様式）を村長に提出しなければならない。なお、耐震診断及び耐震改修に要した額は、補助対象外とする。

（交付の申請）

第4条 申請者は、次の第1号又は第2号の該当する時点で、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）に次の表に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

住宅新築補助金、中古住宅取得補助金、住宅改修補助金	住宅用地取得補助金
<ul style="list-style-type: none"> (1) 「工事」又は「中古住宅及びその宅地の取得」にかかる、見積書又は契約書の写し (2) 設計書（平面図、改修の実施箇所及び内容が確認できる間取り図等） (3) 住宅等の写真（新築の場合は建築場所、中古住宅取得の場合は建物の外観及び内観、住宅改修の場合は増改築する箇所） (4) 住宅の位置図 (5) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し（住宅改修補助金の場合） （賃貸借契約又は売買契約は未締結だが、工事を完了するまでに賃貸借契約又は売買契約を締結できる 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地売買契約書の写し (2) 土地代金領収書の写し (3) 土地登記簿謄本の写し (4) 建築計画書 (5) 世帯全員の住民票 (6) 申請者及び同居者に村税等の滞納がないことの証明書 (7) 補助金申請に係る連帯保証人の印鑑登録証明書 (8) 所有権移転登記完了後1年以内に、住宅の建築に着手する予定であることが分かる書類 (9) その他、村長が必要と認める書類

<p>ときは、賃貸借又は売買に係る所有者の同意を確認できる書類（様式第3号）</p> <p>(6) 賃貸借契約を締結するときは、工事の内容に関する所有者及び入居者又は入居予定者の同意書（住宅改修補助金の場合）</p> <p>(7) 佐那河内村空き家改修マニュアル及びデザインコード確認書（様式第4号）（住宅改修補助金の場合）</p> <p>(8) 世帯全員の住民票</p> <p>(9) 申請者及び同居者に村税等の滞納がないことの証明書</p> <p>(10) 補助金申請に係る連帯保証人の印鑑登録証明書</p> <p>(11) その他、村長が必要と認める書類</p>	
--	--

- (1) 住宅新築補助金、中古住宅取得補助金又は住宅改修補助金の交付の申請をしようとする者の申請は、工事の着工前とする。ただし、中古住宅取得補助金の場合は、建物及びその住宅用地を取得した日から30日以内の申請についても可能とする。
 - (2) 前号の補助金の交付決定後において、やむを得ない理由により工事の完了が当該年度を超えるときは、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付継続申請書（様式第2号。以下、「継続申請書」という。）を、当該年度の3月31日までに村長に提出しなければならない。
 - (3) 住宅用地取得補助金を受けようとする者の申請は、住宅部分の着工前とする。
- 2 本補助金は、1世帯につき1回のみ申請することができる。複数の補助金を別々に申請することはできないが、1回の申請において、複数の補助金を同時に申請することは妨げない。なお、第12条に規定する補助金の交付決定の取消しを受けた者（同一世帯の者を含む。）は、再度申請することはできない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除外する。
- (1) 補助金の申請者及び申請者と同一世帯の者が村税等の滞納者であるとき
 - (2) 中古住宅の取得、住宅の改修又は住宅用地の取得における、三親等内の親族間での賃貸借契約又は売買契約であるとき
 - (3) 佐那河内村暴力団排除条例（平成24年佐那河内村条例第10号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は同項第3号に規定する暴力団員等であるとき
 - (4) 同居する者に前号に規定する者がいるとき
 - (5) その他、村長が適当でないと認めたとき

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は申請者と同一世帯の者以外の者とし、この要綱の各条項を承認のうえ、補助金の交付を受けた者と連帯して履行の責を負わなければならない。

(交付に関する調査及び交付の決定)

第6条 村長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び条例規則等で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査しなければならない。

2 村長は、前項の調査の結果、補助金の交付が適正と判断したときは、補助金の交付を決定し、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付決定通知書(様式第5号。以下、「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の決定において条件を付することができる。

(事情変更による交付の変更又は中止申請)

第7条 前条第2項の決定通知書を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、その後の事情の変更により、次の各号のいずれかについて該当するとき又は工事、賃貸借契約の締結若しくは売買契約の締結を中止するときは、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付変更・中止承認申請書(様式第6号)にその内容が確認できる書類を添え、事情変更時から30日を経過する日と、当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 申請書、継続申請書又は添付書類の内容を変更するとき
- (2) 第3条に規定する補助要件に関わるとき
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触するとき

2 村長は、前項の規定による交付の変更又は中止の申請を受けたときは、前条第1項の調査をし、補助事業の計画変更又は中止が適正と判断した場合は、補助事業の計画変更又は中止を決定し、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付変更・中止決定通知書(様式第7号)により、当該変更又は中止の申請のあった交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、佐那河内村定住支援住宅等補助金実績報告書(様式第8号。以下、「実績報告書」という。)に次の表に掲げる書類を添え、工事を完了した日又は中古住宅若しくは住宅用地を取得した日から90日を経過する日と、当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに村長に提出しなければならない。

住宅新築補助金、中古住宅取得補助金、住宅改修補助金	住宅用地取得補助金
(1) 「工事」又は「中古住宅及びその宅地の取得」にかかる、領収書及び契約書の写し	(1) 土地登記簿謄本の写し (2) 世帯全員の住民票 (3) 申請者及び同居者に村税等の滞納

<ul style="list-style-type: none"> (2) 工事箇所等の分かる図面（平面図、改修の実施箇所及び内容が確認できる間取り図等） (3) 完了後の住宅の写真（新築の場合は建築場所、中古住宅取得の場合は建物の外観及び内観、住宅改修の場合は増改築した箇所） (4) 建物登記簿謄本の写し（新築又は中古住宅取得の場合） (5) 土地登記簿謄本の写し（中古住宅取得の場合） (6) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し（住宅改修補助金の場合） (7) 世帯全員の住民票 (8) 申請者及び同居者に村税等の滞納がないことの証明書 (9) 補助金申請に係る連帯保証人の印鑑登録証明書 (10) その他、村長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> がないことの証明書 (4) 補助金申請に係る連帯保証人の印鑑登録証明書 (5) 所有権移転登記完了後1年以内に、住宅の建築に着手する予定であることが分かる書類 (6) その他、村長が必要と認める書類
---	--

（交付額の確定）

第9条 村長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、審査のうえ、適正と判断した場合は、交付する補助金の額を確定し、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求及び交付）

第10条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付請求書（様式第10号）を、確定通知書の日付から30日を経過する日と当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに村長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（補助金交付者台帳の備付け）

第11条 村長は、補助金の交付状況を明らかにするため、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付者台帳（様式第11号）を備えなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 第3条に規定する補助要件を満たさなくなったとき
- (3) 補助金の交付日から起算して5年以内に他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により居住しなくなったとき

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、佐那河内村定住支援住宅等補助金交付取消通知書（様式第12号。以下、「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 前条第2項の取消通知書の通知時に、補助金が既に交付されているときは、村長は、佐那河内村定住支援住宅等補助金返還命令通知書（様式第13号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による返還を求める補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

交付日からの経過年数	返還を求める金額（千円未満切捨て）
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。